

富山県	新潟県	神奈川県	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県		
赤むすび、あきさかり、あきたこまち、あきだわら、縁結び、おわら美人、黒むすび、コシヒカリ、春陽、つきあかり、	わぬS、I らきDこ 、一し ゆは号い きのたぶ のはつき 精つく ゆんS越 きん葉路 子月二早 舞み号生 及のトの びりドか 夢ヒキお ごワ、ら ちセ、い 新どヒの 世紀と、 、ひこ とめ、百 ぼ和川、 れみ、春 みゾ陽、 ずト新 ほ、之 のな助、 輝き、千 みゆ秋縁 つき、結 ひかに、 、のほ華 ミラ麗 ルキ舞、 キーキヌ クヒカ イ農一 ン、号、 やまは だえ	キヌヒカリ、コシヒカリ、さとじまん、てんこもり及びはるみ	あきたこまち、あきだわら、いただき、いのちの壺、恋の予感、コシヒカリ、五百川、つきあかり、つぐみ、ふさおとめ、	あきたこまち、あきだわら、朝の光、あさひの夢、えみほころち、とねのめぐみ、和みり、コトシヒカリ、五百川、日本晴、み	あきたこまち、あきだわら、朝の光、あさひの夢、くいなほつこり、ミル、キーヌヒカリ、コシヒカリ、ゴロピカリ、ゆめまつり、にじのきらめき	あきたこまち、あきだわら、朝の光、あさひの夢、くいなほつこり、ミル、キーヌヒカリ、コシヒカリ、ゆめまつり、にじのきらめき	あきたこまち、あきだわら、朝の光、あさひの夢、くいなほつこり、ミル、キーヌヒカリ、コシヒカリ、ゆめまつり、にじのきらめき	あきたこまち、あきだわら、朝の光、あさひの夢、くいなほつこり、ミル、キーヌヒカリ、コシヒカリ、ゆめまつり、にじのきらめき	あきたこまち、あきだわら、朝の光、あさひの夢、くいなほつこり、ミル、キーヌヒカリ、コシヒカリ、ゆめまつり、にじのきらめき	あきたこまち、あきだわら、朝の光、あさひの夢、くいなほつこり、ミル、キーヌヒカリ、コシヒカリ、ゆめまつり、にじのきらめき	な、萌えみのり及びゆめおぼこ

高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府
、あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、南国そだち、にこまる、辻ノ川一号、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、たちはるか、十和	あきたこまち、あきだわら、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、にじのきらめき、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきだわら、あきさかり、あきだわら、フクヒカリ、きぬむすめ、オオセト、キヌヒカリ、コシヒカリ、さぬきよいまい、にこまる	、あきげしき、あきさかり、はえぬき、あきたこまち、おいでまい、オオセト、キヌヒカリ、コシヒカリ、さぬきよいまい、にこまる	あきさかり、あきたこまち、あわみのり、イクヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ、五百川、日本晴、ハナエチゼン、はる	あきたこまち、あきまつり、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、せとのにじ、中生新千本、にこまる、に	あきさかり、あきたこまち、あきだわら、あきさるまん、いのちの老、LGCソフト、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、金のいぶき、恋初めし、恋の予感、こいもみじ、コシヒカリ、姫ごのみ、ホウレイ、ミルキークイーン及び夢の華	あきたこまち、あきだわら、アキヒカリ、アケボノ、朝日、キヌヒカリ、きぬむすめ、吉備の華、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、中生新千本、にこまる、にじのきらめき、日本晴、はいごころ、ヒカリ新世紀、ぴかまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及び夢の華	あきだわら、LGCソフト、縁結び、きぬむすめ、越のかおり、春陽、つきあかり、つやきらり、つや姫、にこまる、ハナエチゼン、ヒノヒカリ、ミルキークイーン及び夢の華	あきたこまち、あきだわら、縁結び、きぬむすめ、コシヒカリ、つきあかり、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、プリンセスかおり、星空舞、ミルキークイーン及びヤマヒカリ	イクヒカリ、キヌヒカリ、ミネアサヒ、ミルキープリンセス及びヤマヒカリ	あきたこまち、キヌヒカリ、コシヒカリ、ひとめぼれ及びヒノヒカリ	あきたこまち、あきだわら、いのちの老、かぐや姫、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、たちはるか、ちほみのり、つきあかり、とよめき、どんとこい、中生新千本、にこまる、日本晴、ハナエチゼン、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、みつひかり、みどり豊、ミルキークイーン、ゆうだい二一、夢ごこち及び夢の華	あきたこまち、キヌヒカリ、きぬむすめ、恋の予感、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及び祭り晴

山形県	朝紫、こがねもち、こゆきもち、酒田女鶴、たつこもち、でわのもち、ヒメノモチ及び山形糯一二八号
福島県	朝紫、あぶくまもち、こがねもち及びヒメノモチ
茨城県	こがねもち、ヒメノモチ及びマンゲツモチ
栃木県	きぬはなもち、ヒメノモチ及びモチミノリ
群馬県	群馬糯五号及びまんぷくもち
埼玉県	峰の雪もち
千葉県	ツキミモチ、ヒメノモチ、ふさのもち、マンゲツモチ及び峰の雪もち
神奈川県	喜寿糯
新潟県	こがねもち、紫宝、ゆきみのり、ゆきみらい及びわたぼうし
富山県	カグラモチ、こがねもち、新大正糯、とみちから及びらいちようもち
石川県	石川糯二四号、カグラモチ、新大正糯、白山もち及び峰の雪もち
福井県	カグラモチ、新大正糯、タンチョウモチ及び恵糯
山梨県	朝紫及びこがねもち
長野県	ヒメノモチ、もちひかり及びモリモリモチ
岐阜県	きねふりもち、ココノエモチ、たかやまもち及びモチミノリ
静岡県	葵美人、するがもち及び峰の雪もち
愛知県	ここのえ一号、ココノエモチ、十五夜糯、こはるもち、ヒヨクモチ及び峰のむらさき
滋賀県	滋賀羽二重糯、ヒメノモチ、マンゲツモチ及び峰の雪もち
京都府	新羽二重糯
兵庫県	はりまもち、マンゲツモチ及びヤマフクモチ
奈良県	ヒヨクモチ

鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県
さつま絹もち、さつま黒もち、さつま雪もち及び峰の雪もち	朝紫	ヒヨクモチ	ヒヨクモチ及び峰の雪もち	ヒヨクモチ	ヒデコモチ及びヒヨクモチ	ヒヨクモチ	サイワイモチ、たまひめもち及びヒデコモチ	クレナイモチ及びモチミノリ	クレナイモチ	モチミノリ	ヒヨクモチ、マングツモチ及びミヤタマモチ	ココノエモチ、ヒメノモチ及びふわりもち	ココノエモチ、ヒメノモチ及びヤシロモチ	ココノエモチ、ヒメノモチ、ミコトモチ、峰の雪もち及びヤシロモチ	オトメモチ、鈴原糯、ハクトモチ及びヒメノモチ	モチミノリ

(三) 規格

イ 量目

- 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- 紙袋又はポリエチレンフィルム袋詰めの場合
- 四〇キログラム又は二〇キログラム
- 二〇キログラム
- ロ 荷造り及び包装
- (イ) 麻袋
- 第一種麻袋

荷造り
手縫いの場合にあっては、袋口をそろえ一方に二回折り、口縫糸二本でその片端を一回りくくり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫い又は巻縫いとし、止め結びとする。この場合において、他の片端は、一回りくくって通すものとする。

第三種麻袋
材料
原反は、黄麻糸で平織りに織ったものとし、口ひもは、黄麻糸三二番手五本より又はこれと同等以上の強さの麻糸とし、袋口の当板は、厚さ一・五ミリの鉄製（ニッケルメッキ仕上げ）のものとする。

(±) 八 二〇	〔縦 センチ メートル〕	
(±) 五 二〇	〔横 センチ メートル〕	
(±) 三 二二	(又は縦)	密 度 〔センチ メートル 織込 本数 間〕
(±) 五 二二	(又は横)	
(±) 四 二 五〇	重 さ (グラム)	
袋の中央部に別に定めるところによ り赤色の横糸を織 り込み、かつ、織 り込みの横糸を織 反に織った会社別 に別定めた表示 を付したものを示		
原反の両端と平行な中央の線を折目として二つ に折り、袋口を合わせ目及び底部をヘラクル縫いと し、口ひもを二重折にし、ひばり結びで取り付け 、その内側の中央部に長さ約二五センチメ 、幅約三・五センチメートルの当板を縫 い付け、両端と中央部の三箇所にリングバネス ナップを取り付けたもの		

荷造り
袋口をそろえ当板に取り付けたリングバネスナップをはめ合わせ、一方に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

その他麻袋
前各号に掲げる麻袋以外の麻袋

(四)
樹脂袋
第一種樹脂袋
材料
原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあっては、一〇〇〇デニール以上で、引張強度三六キログラム以上のポリプロピレン製糸又はこれらと同等以上の強さの糸と、ミシン縫いの場合にあっては、ピロン糸二〇番手六本より又はこれと同等以上の強さの糸とする。

第三種樹脂袋
 荷造り 袋口をそろえ一方に一回折り、袋口と平行にミシン縫いとし、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 材料 原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口ひもは、幅約一二ミリメートルのポリプロピレン製バンドで、破断強度一〇〇キログラム以上、破断伸度二〇パーセント以下のものとし、袋口の補強材は、幅一九ミリメートルのポリプロピレン製で、剛軟度一〇〇グラム以上のものとする。

(±)	八 二〇	縦 ルメ セン トチ	
(±)	四 二八	横 ルメ セン トチ	
(±)	五 二	縦	密 ル 一〇 セン 織 込 本 数 ト 度
(±)	三 九	横	
(±)	一 八 〇 五	重 (グラム) さ	
		表 示	
		仕 立 方	

第二種樹脂袋
 荷造り 手縫いの場合にあつては、袋口をそろえ一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回りくくり、縫目の間隔約五センチメートルで巻縫いとすか、又は口縫糸二本でその片端を一回りくくり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫いとす。この場合において、他の片端は、巻縫いにあつては二回りくくり、平縫いにあつては一回りくくって、通すものとする。
 材料 原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口縫糸は、ビロン糸二〇番手六本より又はこれと同等以上の強さの糸とする。
 形 状 ル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。

(±)	一 〇 二 二	縦 ルメ セン トチ	
(±)	六 二〇	横 ルメ セン トチ	
(±)	五 三 四	縦	密 ル 一〇 セン 織 込 本 数 ト 度
(±)	四 六	横	
(±)	一 一 七 五	重 (グラム) さ	
		表 示	
		仕 立 方	

(±)	八 二〇	縦 ルメ セン トチ	
(±)	四 二八	横 ルメ セン トチ	
(±)	五 二一	縦	密 間 の 織 込 本 数 度 ルメ セン トチ
(±)	三 二九	横	
(±)	一 九 〇 五	重 (グラム) さ	
の二別てセ袋の 本に、チの を定、中 織め、央 りる製部 込色造に んだの社幅 も系別に約		表 示	
の七セりい袋 り〇ン込と口 ばセチんだし りセンメだ、 したチメも両 たメートの側 ものトルのを の長、袋、 の長さの口 の長さの補 の口の強 ひも材と を裏 当裏 て面 てに 約三 三折		仕 立 方	

荷造り
袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約七センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで片結びとする。

その他樹脂袋
前各号に掲げる樹脂袋以外の樹脂袋

(ハ) 紙袋
第一種紙袋
材料
原紙は、J I S P 三四〇一（クラフト紙一種）M S 一八四、J I S P 三四〇一（クラフト紙五種一号）E K 一八三又は J I S P 三四〇一（クラフト紙五種二号）E K 二一八四に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド（紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの）とする。

(±)	八 二〇	縦 ルメ セン トチ	
(±)	四 一九	横 ルメ セン トチ	
(±)	〇 ・ 一 五〇	底 ルメ セン トチ 幅	
(±)	二 一 三 〇 〇	重 (グラム) さ	
面第一及び製 に種風紙工 表示紙袋の場 したの重量名 もの文字並び の表をに表		表 示	
の袋七三各 り口六層と りば一センとも り一枚又底 したは三層 もの枚は部 の紙の紙 を約三ひは センチも製 メートル当製 折リバント 返側をの約		仕 立 方	

荷造り
袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋
材料
原紙は、J I S P 三四〇一（クラフト紙一種）M S 一八四、J I S P 三四〇一（クラフト紙五種一号）E K 一八三又は J I S P 三四〇一（ク

ラフト紙五種二号)EK二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫いに用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より若しくはビロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さのものとする。

(±)	八 二〇	縦 〔ルメセン トチ〕
(±)	四 一二	横 〔ルメセン トチ〕
(±)	〇七 ・五	ひだ 〔ルメセン トチ〕
(±)	二八 〇〇	(重 グラム)さ
		表
		示
		仕 立 方

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、袋口と平行に当て糸をして縫糸二本でミシン縫いとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種紙袋 原紙は、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)MS一八四、JIS P三四〇一(クラフト紙五種一号)EK一八三又はJIS P三四〇一(クラフト紙五種二号)EK二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫い糸に用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より、ビロン糸二〇番手六本よりその他これらと同等以上の強度をもつものとする。

(±)	八 二〇	縦 〔ルメセン トチ〕
(±)	四 一二	横 〔ルメセン トチ〕
(±)	〇七 ・五	ひだ 〔ルメセン トチ〕
(±)	二九 〇	(重 グラム)さ
		表
		示
		仕 立 方

荷造り 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとし、縫い目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

その他紙袋 前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(二) ポリエチレンフィルム袋

合格	九〇	九〇	標準品	一四・五	〇・五	〇・二	品種固有の色
----	----	----	-----	------	-----	-----	--------

(ハ) 飼料用もみ

等級	項目		最高限度			
	水 (%) 分	被 害 粒 (%)	異 種 穀 粒 (%)	玄米及び麦を 除いたもの (%)	異 (%) 物	合格
一四・五			一	一	二	
二五						

規格外—合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

ニ 成分

(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

附

- 一 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 水稲もちもみ及び陸稲もちもみのうち合格のものには、その種類以外のもみが二%を超えて混入してはならない。
- 三 種子もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度
- イ 異なる品種を交配した一代雑種の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
- ロ 原種として生産された雄性不稔系統の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
- ハ イ及びロに掲げる種子もみ以外の種子もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 四 種子もみとして検査の請求をしたもみで種子もみの等級に格付けされなかったものについては、水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ又は陸稲もちもみとしてそれぞれの規格を適用する。
- 五 飼料用もみには、異物として土砂(これに類するものとして農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が定めるものを含む。)が混入してはならない。
- 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十七条第二項第一号に規定する者)をいう。以下同じ。)が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 二 粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 三 質—充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。
- 四 分—常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
- 五 粒—損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等)をいう。ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及び被被害粒—もみすり歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除き、飼料用もみにあつては、発芽粒、病害粒及びくされ粒をいう。
- 六 着色—粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程

七 未熟粒—成熟のものを除く。
 八 異種穀粒—その種類のない粒をいう。
 九 異物—穀粒を除いた他のものをいう。
 一〇 芽率—撰氏二五度で一四日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
 一一 整粒等—整粒、未熟粒及び被害粒（原形の二分の一以下の砕粒を除く。）をいう。
 一二 たんばく質—精米につき窒素定量法により換算値五・九五を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。
 一三 アミロース—精米につきよう素呈色比色法により分光光度計を用いて測定したものをいう。

二 玄米類
 (一) 水稲うるち玄米 水稲もち玄米 陸稲うるち玄米 陸稲もち玄米 醸造用玄米 飼料用玄米
 (二) 水稲うるち玄米 水稲うるち玄米

(イ) 品種銘柄
 あいちのかおり あいちのこころ あきげしき あきたこまち 秋田六三号 あきだわら アキツホ 秋のきらめき アキヒカリ あきまさり あきろまん
 アケボノ 朝の光 朝日 あさひの夢 亜細亜のかおり あわみのり 淡雪こまち いただき 一番星 いなほっこり いのちの壺 笑みの絆 縁結び
 オオセト 大粒ダイヤ おてんとそだち かけはし 亀の尾四号 華麗舞 歓喜の風 北瑞穂 キヌヒカリ きぬむすめ キヨニシキ きらりん 吟おうみ
 ぎんさん 恋初めし 恋の予感 こいもみじ 黄金錦 越路早生 越のかおり コシヒカリ 五百川 ササシグレ ササニシキ さとじまん さわのはな
 さんさんまる しふくのみり 清水一号 新生夢ごこち スノーパール 千秋楽 大地の風 たかねのり たちかはるか ちほみのり ちゅうらひかり
 チヨニシキ つきあかり ツクシホマレ つくばSD一号 つくばSD二号 つぶぞろい 天竜乙女 とくだわら 土佐錦 トドロキワセ とねのめぐみ
 どまんなか トヨニシキ 豊橋一号 とよめき どんとこい 中生新千本 なつしずか ナツヒカリ にこまる にじのきらめき 日本晴 辻ノ川一号 農
 林四八号 はいごころ ハイブリッドとうごう三号 ハイブリッドとうごう四号 はえぬき ハツシモ ハナエチゼン はなの舞い ヒエリ ピカツンタ
 ぴかまる ヒカリ新世紀 ひとめぼれ ヒノヒカリ 姫ごのみ ふくのこ フクヒカリ ふくひびき ふくむすめ 北陸一九三号 ほしじるし ほむすめ舞
 まいひかり まいひめ 祭り晴 まなむすめ まんぶくすらり みえのえみ みえのゆめ み系三五八 ミズホチカラ みずほの輝き みつひかり みど
 り豊 ミネアサヒ みねはるか みのにしき みのりの郷 宮崎五二号 ミルキークイーン ミルキーサマー ミルキープリンセス めんこいな 萌えみの
 り やまだわら ヤマヒカリ ゆうだい二一 雪ごぜん ゆきの精 ゆきむつみ ゆみあずさ 夢いつばい ゆめおばこ 夢ごこち ゆめしなの 夢の華
 ヌメヒカリ ゆめひたち ゆめまつり レイホウ

(ロ) 産地品種銘柄
 水稲うるちもみの産地品種銘柄に同じ。
 水稲もち玄米
 産地品種銘柄
 水稲もちもみの産地品種銘柄に同じ。

ハ 醸造用玄米
 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県

品

種

北海道	きたしづく、吟風及び彗星
青森県	吟烏帽子、古城錦、華想い、華さやか、華吹雪及び豊盃
岩手県	ぎんおとめ、吟ぎんが及び結の香
宮城県	吟のいろは、蔵の華、ひより、美山錦及び山田錦
秋田県	秋田酒こまち、秋の精、一穂積、改良信交、吟の精、華吹雪、百田、星あかり、美郷錦及び美山錦
山形県	羽州誉、改良信交、亀粋、京の華、五百万石、酒未来、龍の落とし子、出羽燦々、出羽の里、豊国、美山錦、山酒四号、山田錦及び雪女神
福島県	京の華一号、五百万石、華吹雪、福乃香、フクノハナ、美山錦、山田錦及び夢の香
茨城県	五百万石、ひたち錦、美山錦、山田錦、若水及び渡船
栃木県	五百万石、とちぎ酒一四、ひとごち、美山錦、山田錦及び夢ささら
群馬県	改良信交、五百万石、舞風、山酒四号、山田錦及び若水
埼玉県	五百万石、さけ武蔵及び山田錦
千葉県	雄町、五百万石、総の舞及び山田錦
神奈川県	雄町、山田錦、楽風舞及び若水
新潟県	一本づ、菊水、越神楽、越淡麗、五百万石、たかね錦、八反錦二号、北陸一二号、山田錦及び楽風舞
富山県	雄山錦、五百万石、富の香、美山錦及び山田錦
石川県	石川酒三〇号、石川酒六八号、石川門、五百万石、北陸一二号及び山田錦
福井県	おくほまれ、九頭竜、越の雫、五百万石、さかほまれ、神力及び山田錦
山梨県	吟のさと、玉栄、ひとごち、美山錦、山田錦及び夢山水
長野県	金紋錦、山恵錦、しらかば錦、たかね錦、ひとごち、美山錦及び山田錦
岐阜県	揖斐の誉、五百万石、東濃酒一〇号及びひだほまれ

静岡県	五百万石、誉富士、山田錦及び令和誉富士
愛知県	山田錦、夢吟香、夢山水及び若水
三重県	伊勢錦、神の穂、五百万石、山田錦及び弓形穂
滋賀県	吟吹雪、滋賀渡船六号、玉栄及び山田錦
京都府	祝、五百万石及び山田錦
大阪府	雄町、五百万石及び山田錦
兵庫県	愛山、伊勢錦、いにしへの舞、雄町、五百万石、白菊、新山田穂一号、神力、神龍錦、たかね錦、但馬強力、杜氏の夢、野条穂、白鶴錦、兵庫北錦、兵庫恋錦、HyogoSake八五、兵庫錦、兵庫夢錦、フクノハナ、辨慶、山田錦、山田穂及び渡船二号
奈良県	露葉風及び山田錦
和歌山県	五百万石、玉栄及び山田錦
鳥取県	強力、五百万石、玉栄、鳥系酒一〇五号及び山田錦
島根県	縁の舞、改良雄町、改良八反流、神の舞、五百万石、佐香錦及び山田錦
岡山県	雄町、吟のさと及び山田錦
広島県	雄町、改良雄町、こいおまち、千本錦、八反、八反三五号、八反錦一号、萌えいぶき及び山田錦
山口県	五百万石、西都の雫、白鶴錦及び山田錦
徳島県	吟のさと及び山田錦
香川県	雄町及び山田錦
愛媛県	しづく媛及び山田錦
高知県	風鳴子、吟の夢、土佐麗及び山田錦
福岡県	雄町、吟のさと、壽限無及び山田錦
佐賀県	西海一三四号、さかの華及び山田錦

長崎県	山田錦
熊本県	吟のさと、神力、華錦及び山田錦
大分県	雄町、吟のさと、五百万石、山田錦及び若水
宮崎県	ちほのまい、はなかくら及び山田錦
鹿児島県	山田錦

(三) 規格
イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。
紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ポリエチレンフィルム詰めの場合 三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。
その他の場合 三〇キログラム又は二〇キログラム

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋 もみの荷造り及び包装の場合の麻袋に同じ。

(ロ) 樹脂袋 もみの荷造り及び包装の場合の樹脂袋に同じ。

(ハ) 紙袋 第一種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

第二種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。

第三種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

第四種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第四種紙袋に同じ。

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK一―八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二―八四に規定されたクラフト

形状 ト伸張紙とする。

縦 センチメートル	横 センチメートル	ひだ センチメートル	重さ (グラム)	表 示	仕 立 方
--------------	--------------	---------------	-------------	--------	-------------

(土)	六八	(土)	三六・八	(土)	七・六	(土)	一二〇	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表面に表示したもの 各層とも新クラフト伸張紙を用いて二層とし、排出口側は階段切りにし、二重折りのりばりした上に引き紐付き補強紙をはり付け、注入封緘側はトップシール幅（四・五センチメートル）に階段切りにし、折り曲げの合わせ側に封緘用粘着両面テープ（四センチメートル）の片面をはり付けたもの
(土)	〇・五	(土)	〇・五	(土)	七	(土)	七	

荷造り

注入口を揃え、内容物の高さで両側のひだを整え、両面テープ側に袋を折り、封緘用粘着テープではり付けるものとする。

その他紙袋

(一) 前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(二) ポリエチレンフィルム袋

(三) もみの荷造り及び包装の場合のポリエチレンフィルム袋に同じ。

(四) フレキシブルコンテナバッグ

(五) 推奨フレキシブルコンテナバッグ

形状

推奨フレキシブルコンテナバッグの形状は、方形かつ充填質量が一、〇八〇キログラムのものとし、JIS Z一六五一に規定する性能に適合しているもの。

その他フレキシブルコンテナバッグ

前号に掲げる推奨フレキシブルコンテナバッグ以外のフレキシブルコンテナバッグ

(六) その他

(イ)から(ホ)までに掲げるもの以外のもの。

項目	規格
引裂強さ (mN)	縦二八八〇mN以上かつ横三二七〇mN以上のもの
引張強さ (kN/m)	縦一二・五kN/m以上かつ横七・八kN/m以上のもの
伸び (%)	縦二・三%以上かつ横四・八%以上のもの
落下強度	高さ一・二メートルから十回落下させ、破袋しないもの
防滑角度 (度)	縦三〇度以上かつ横二六度以上のもの

ハ 品位

(イ) 水稲うるち玄米 (一)

等級			項目	
三 等	二 等	一 等	整 (%) 粒	最 低 限 度
四 五	六 〇	七 〇	形 質	
三 等 標 準 品	二 等 標 準 品	一 等 標 準 品	水 (%) 分	最 高 限 度
一 五 ・ 〇	一 五 ・ 〇	一 五 ・ 〇	(%) 計	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物
三 〇	二 〇	一 五	(%) 死 米	
	一 〇	七	(%) 着 色 粒	
	〇 ・ 三	〇 ・ 一	(%) 異 種 穀 粒	
一 ・ 七	〇 ・ 八	〇 ・ 四	(%) 異 物	
〇 ・ 六	〇 ・ 四	〇 ・ 二		

(ロ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
規格項目

(ハ) 規格項目の表示方法
規格項目のうちaからgまでは測定値を表示することとする。
hの測定値が〇・四%以下の場合には「基準値以下」、〇・四%を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。
iの測定値が〇・二%以下の場合は「基準値以下」、〇・二%を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。
規格項目の表示方法
a 容積重 (g/ℓ)
b 白未熟粒 (%)
c 水分 (%)
d 死米 (%)
e 胴割粒 (%)
f 碎粒 (%)
g 着色粒 (%)
h 異種穀粒 (%)
i 異物 (%)
規格項目の表示方法
規格項目のうちaからgまでは測定値を表示することとする。
hの測定値が〇・四%以下の場合には「基準値以下」、〇・四%を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。
iの測定値が〇・二%以下の場合は「基準値以下」、〇・二%を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。

項目		最低限度		最高限度					
整 (%) 粒	形	水 (%) 分	計 (%)	死 (%) 米	着 (%) 色 粒	も み	異 種 穀 粒	も み 及 び 麦 を 除	異 (%) 物
質	質		被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						

項目	等級			最低限度	最高限度
	特上	特等	一等		
整粒 (%)	九〇	八〇	七〇		
形質	特上標準品	特等標準品	一等標準品		
水分 (%)	一五・〇	一五・〇	一五・〇		
被害粒、死米、着色粒、もみ及び異物	計 (%)	五	一〇	一五	
	死米 (%)	三	五	七	
	着色粒 (%)	〇・〇	〇・〇	〇・一	
	もみ (%)	一	二	三	
異物 (%)	〇・〇	〇・一	〇・一		
色	品種固有の色	品種固有の色	品種固有の色		

(ホ) 規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの醸造用玄米

項目	等級			最低限度	最高限度
	一等	二等	三等		
整粒 (%)	六五	五五	四五		
形質	一等標準品	二等標準品	三等標準品		
水分 (%)	一五・〇	一五・〇	一五・〇		
被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物	計 (%)	一五	二〇	三〇	
	死米 (%)	七	一〇	二〇	
	着色粒 (%)	〇・一	〇・三	〇・七	
	もみ (%)	三	五	七	
異種穀粒 (%)	一	三	七		
もみ及び麦を除いたもの (%)	三	五	七		
異物 (%)	二	四	六		

(ニ) 規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの陸稲うるち玄米及び陸稲もち玄米

等級	項目		
	一等	二等	三等
整粒 (%)	七〇	六〇	四五
形質	一等標準品	二等標準品	三等標準品
水分 (%)	一五・〇	一五・〇	一五・〇
被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物	計 (%)	一五	二〇
	死米 (%)	七	一〇
	着色粒 (%)	〇・一	〇・三
	もみ (%)	三	五
異物 (%)	二	四	六

二 等	六〇	二等標準品	一五・〇	二〇	一〇	〇・三	〇・五	〇・四	—
三 等	四五	三等標準品	一五・〇	三〇	二〇	〇・七	一・〇	〇・六	—

(ハ) 規格外―特上から三等までのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を五〇%以上混入していないもの
飼料用玄米

項目	最高限度		異種穀粒		異物
	水 (%) 分	被 害 粒 (%)	も み (%)	表 (%) もみ及び表を 除いたもの (%)	
合 格	一五・〇	二五	三	一	一

規格外―合格の品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
成分
ニ
(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

附

- 一 醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各等級とも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとす。
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 一・〇%
新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖繩各県 〇・五%
- 三 もち玄米には、その種類以外の玄米が一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%、三等のものにあつては三%を超えて混入してはならない。
- 四 玄米には、異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。
- 五 醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行ったものを使用していなければならない。
- 七 荷造り及び包装のその他については、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、素材の性質を踏まえ、項目の一部を省略できるものとす。
- 八 水稲うるち玄米(二)の規格項目は、用途や品種の特性を踏まえ、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、規格項目の証明の一部を省略することができるとす。

定義

- 一 百分率―全量に対する重量比をいう。
- 二 容積―水稲うるち玄米(二)にあつては、ブラウエル穀粒計又は電気式穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
- 三 整形―粒―被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 四 水質―皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。
- 五 分―もみの定義の水分に同じ。
- 六 被害―粒―損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、碎粒等)をいう。ただし、醸造用玄米における胴割粒を除き

(ロ) 規格外一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの完全精米

等級	項目		最低限度		最高限度		最低限度		最高限度	
	形質	水分 (%)	粉状質粒 (%)	被被害粒 (%)	被被害粒 (%)	被被害粒 (%)	被被害粒 (%)	被被害粒 (%)	被被害粒 (%)	被被害粒 (%)
一等	一等標準品	一五・〇	一〇	一	〇・〇	二	〇・〇	〇・一	〇・一	〇・一
二等	二等標準品	一五・〇	二〇	二	〇・二	五	〇・〇	〇・二	〇・二	〇・二
等外	等外標準品	一五・〇	二五	四	〇・二	一五	〇・〇	〇・三	〇・三	〇・三

ハ 品位
七分づき精米

第三種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

第二種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。

第一種紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋詰めの場合
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

紙袋
荷造り及び包装
三〇キログラム

等級	項目		最 高 限 度				
	形 質	水 分 (%)	粉 状 質 粒 及 び 被 害 粒 (%)		碎 粒 (%)		異 種 穀 粒 及 び 異 物 (%)
一 等	一 等 標 準 品	一 五 ・ 〇	一 〇	一	〇 ・ 〇	五	〇 ・ 〇
二 等	二 等 標 準 品	一 五 ・ 〇	二 〇	二	〇 ・ 二	一 〇	〇 ・ 〇
等 外	等 外 標 準 品	一 五 ・ 〇	二 五	四	〇 ・ 二	一 五	〇 ・ 二

規格外—一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

ニ 成分

(イ) たんぱく質 (%)
(ロ) アミロース (%)

附

一 水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
二 もち精米には、その種類以外の精米が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては二%、等外のものにあつては三%を超えて混入してはならない。

三 精米には、異物として土砂（これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
四 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
 - 二 質—ぬか層のはく離及びぬかの付着の程度、粒ぞろい並びに心白及び腹白の程度をいう。
 - 三 水分—ぬか層の水分に同じ。
 - 四 粉状質—粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。
 - 五 被害—粒汚染し、又は損傷を受けた粒（碎粒を除く。）をいう。
 - 六 着色—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 - 七 碎粒—粒の大きさが完全粒の三分の二から四分の一（針金二五番線ふるい目の開き一・七ミリメートルのふるいをもつて分け、そのふるいの上に残る程度の大きさをいう。）までの粒をいう。
 - 八 異種穀粒—その種類の精米（もち精米にあつては、精米）を除いた他の穀粒をいう。
 - 九 異物—その大きさが完全粒の四分の一未満の精米粒及び穀粒を除いた他のものをいう。
 - 一〇 たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。
 - 一一 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。
- 四 小 種 類

(二) 普通小麦 強力小麦 種子小麦
 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	キタノカオリ、きたほなみ、北見九五号、タクネコムギ、つるきち、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、ホクシン、みのりのちから及びゆめちから	
青森県	キタカミコムギ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫及びゆきちから	
岩手県	キタカミコムギ、銀河のちから、コユキコムギ、ナンブキラリ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫、やわら姫、ゆきちから及びゆきはるか	
宮城県	あおばの恋、銀河のちから、シラネコムギ、夏黄金及びゆきちから	
秋田県	銀河のちから及びネバリゴシ	
山形県	ナンブコムギ及びゆきちから	
福島県	アブクマワセ、きぬあずま、さとのそら及びゆきちから	
茨城県	きぬの波、さとのそら、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ	
栃木県	イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ、農林六一号及びゆめかおり	
群馬県	きぬの波、さとのそら、ダブル八号、つるびかり、農林六一号及びゆめかおり	
埼玉県	あやひかり、さとのそら、農林六一号及びハナマンテン	
千葉県	さとのそら、農林六一号及びユメシホウ	
神奈川県	あやひかり、さとのそら、ニシノカオリ、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ	
新潟県	夏黄金、ゆきちから及びゆきはるか	
富山県	さとのそら及びゆきちから	
石川県	シロガネコムギ、ナンブコムギ及びゆきちから	

福 岡 県	愛 媛 県	香 川 県	徳 島 県	山 口 県	広 島 県	岡 山 県	島 根 県	鳥 取 県	奈 良 県	兵 庫 県	京 都 府	滋 賀 県	三 重 県	愛 知 県	静 岡 県	岐 阜 県	長 野 県	山 梨 県	福 井 県
シロガネコムギ、チクゴイズミ、ちくしW二号、ちくしW四三号、にしのやわら、ニシホナミ、ミナミノカオリ、みなみのやわら及びモチハルカ	さとのそら、シロガネコムギ、せときらら、チクゴイズミ及びミナミノカオリ	さぬきの夢二〇〇九、さぬきの夢二〇二三及びはるみずき	チクゴイズミ	せときらら、にしのやわら及びふくさやか	キヌヒメ、ふくさやか及びミナミノカオリ	シラサギコムギ、せときらら及びふくほのか	農林六一号、ミナミノカオリ及びゆめちから	銀河のちから、さちかおり、チクゴイズミ、はる風ふわり及びミナミノカオリ	はるみずき及びふくはるか	シロガネコムギ、せときらら、セトデュール、ふくほのか、ミナミノカオリ及びゆめちから	せときらら及び農林六一号	シロガネコムギ、ニシノカオリ、農林六一号、はる風ふわり、びわほなみ、ふくさやか、ミナミノカオリ及びゆめちから	あやひかり、さとのそら、タマイズミ、ニシノカオリ、もち姫及びユメシホウ	イワイノダイチ、きぬあかり及びゆめあかり	イワイノダイチ、きぬあかり及び農林六一号	イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ及び農林六一号	しゅんよう、シラネコムギ、しろゆたか、ハナチカラ、ハナマンテン、ユメアサヒ、ゆめかおり、ゆめきらり、ユメセイキ及びゆめちから	きぬの波、農林六一号及びゆめかおり	福井県大三号及びゆめちから

二 等	七三〇	六〇	二 等 標 準 品	一一・五	一一・五・〇	一・〇	一〇・〇	〇・一	〇・六
--------	-----	----	-----------------------	------	--------	-----	------	-----	-----

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 強力小麦

項目	等級		最低限度		最高限度	
	一等	二等	容積重 (グラム)	整粒 (%)	硝子率 (%)	形質
容積重 (グラム)	七六〇	七三〇	六五	七〇	―	―
整粒 (%)	七五	―	―	―	―	―
硝子率 (%)	七〇	―	―	―	―	―
形質	一等標準品	二等標準品	―	―	―	―
水分 (%)	一二・五	一二・五	―	―	―	―
異品種粒 (%)	五・〇	一〇・〇	―	―	―	―
計 (%)	五・〇	一五・〇	―	―	―	―
異種穀粒 (%)	〇・五	一・〇	―	―	―	―
異物	―	―	―	―	―	―
被害粒、異種穀粒及び異物	―	―	―	―	―	―
度	―	―	―	―	―	―

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない強力小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 種子小麦

種類	項目	最低限度		最高限度	
		容積重 (グラム)	整粒 (%)	硝子率 (%)	発芽率 (%)
普通小麦	合格	七四〇	九〇	―	八〇
強力小麦	合格	七四〇	九〇	七〇	八〇
項目	等級	容積重 (グラム)	整粒 (%)	硝子率 (%)	発芽率 (%)
最低限度	―	―	―	―	―
最高限度	―	―	―	―	―
水分 (%)	―	―	―	―	―
被害粒 (%)	―	―	―	―	―
異物	―	―	―	―	―
色	―	―	―	―	―

二 成分
 (イ) たんぱく質 (%)
 (ロ) でん粉

一 普通小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種以外的小麦(種子小麦を除く。)について適用する。
 二 強力小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種(種子小麦を除く。)について適用する。
 三 普通小麦及び強力小麦のうち一等及び二等のものには、被害粒のうち発芽粒が二・〇%、赤かび粒が〇・〇%及び黒かび粒が五・〇%を超えて混入してはならない。

四 普通小麦のうち一等及び二等のものには、強力小麦が一〇%を超えて混入してはならない。
 五 小麦には、異物として土砂（これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
 六 種子小麦には、異臭があつてはならない。
 七 種子小麦には、異品種粒、異種穀粒又はなまぐさ黒穂病粒が混入してはならない。
 八 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び発芽率の場合を除く。
- 二 容積—重—ブラウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
- 三 整形—粒—ニミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 四 形質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
- 五 水分—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
- 六 被害—粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、砕粒、熱損粒及び種子小麦についての芽くされ粒、胴割粒等）をいう。ただし、普通小麦及び強力小麦にあつては、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 七 発芽—粒—発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。
- 八 赤かび—粒—赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 九 黒かび—粒—かび又は菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
- 一〇 異品種粒—その品種以外の小麦の粒をいう。
- 一一 異種穀粒—小麦を除いた他の穀粒をいう。
- 一二 異物—もみの定義の異物に同じ。
- 一三 麦角—粒—麦角菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
- 一四 なまぐさ—黒穂病粒率—なまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合をいう。
- 一五 硝子率—整粒中の硝子質粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
- 一六 発芽率—撰氏二〇度で八日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一七 健全粒—健全粒、成熟していない粒及び被害粒（原形の二分の一以下の碎粒を除く。）をいう。
- 一八 たんぱく質—窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。
- 一九 大粉—落球粘度計により測定したものをいう。

五 種類

- (一) 普通小粒大麦 普通大粒大麦 ビール大麦 種子大麦
- (二) 銘柄 普通小粒大麦 普通大粒大麦

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

山形県	宮城県	岩手県	県	品	種
シュンライ	シュンライ、ホワイトファイバー	シュンライ及びファイバースノウ			

広島県	鳥取県	兵庫県	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	
さやかぜ	シュンライ	シュンライ及びファイバースノウ	ファイバースノウ	ファイバースノウ	カシマゴール及びさやかぜ	シュンライ	カシマゴール、さやかぜ、ファイバースノウ及びミノリムギ	シュンライ、ファイバースノウ及びホワイトファイバー	ファイバースノウ	はねうまもち及びファイバースノウ	ファイバースノウ、ホワイトファイバー及びミノリムギ	ファイバースノウ	ファイバースノウ	はねうまもち及びミノリムギ	カシマゴール	カシマムギ及びきはだもち	すずかぜ	さやかぜ、シュンライ及びセツゲンモチ	シュンライ	カシマゴール及びカシマムギ	シュンライ及びべんけいむぎ

大分県	ホワイトファイバー
<p>口 普通大粒大麦 産地品種銘柄 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。</p>	
道府県	品 種
北海道	札育二号及びりょうふう
茨城県	ミカモゴールド
栃木県	アスカゴールド、サチホゴールド、スカイゴールド、とちのいぶき、ニューサチホゴールド及びもち絹香
群馬県	サチホゴールド及びミカモゴールド
静岡県	ミカモゴールド
滋賀県	ニューサチホゴールド
京都府	ニューサチホゴールド
鳥取県	しゅんれい及びはるさやか
島根県	サチホゴールド
岡山県	サチホゴールド、スカイゴールド及びミハルゴールド
山口県	サチホゴールド
徳島県	ニシノホシ
香川県	はるか二条
高知県	ニシノチカラ及びはるか二条
福岡県	くすもち二条、はるか二条、はるさやか、はるしずく及びほうしゅん
佐賀県	煌二条、サチホゴールド、しらゆり二条、ニシノホシ及びはるか二条
長崎県	はるか二条

等級	項目	
	最低限度	最高限度
	容積重 (グラム)	最低限度
	発芽勢 (%)	最低限度
	整粒 (%)	最低限度
	形質	最低限度
	水分 (%)	最高限度
	細麦 (%)	最高限度
	(%)計	被害粒、異品種粒及び異種穀粒並びに異物
	穀粒及び異種	
	麦角粒 (%)	
	麦角粒を除いたもの (%)	
	異物	最高限度
	色	最高限度

(ホ) ビール大麦
 (ニ) 規格外―異臭のあるもの又は一等級及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通大粒大麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)
 普通大粒大麦(飼料用に供されるもの)
 (ハ) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しない普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 普通大粒大麦(ニに掲げるものを除く。)

等級	項目	
	最低限度	最高限度
二等	容積重 (グラム)	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物
一等	整粒 (%)	異種穀粒
	形質	異物
	水分 (%)	異物
	(%)計	異物
	熱損粒 (%)	異物
	異種穀粒 (%)	異物
	麦角粒 (%)	異物
	麦角粒を除いたもの (%)	異物
	異物	最高限度
	色	最高限度

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しない普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 普通大粒大麦(ニに掲げるものを除く。)

等級	項目	
	最低限度	最高限度
合格	水分 (%)	異種穀粒及び異物
	細麦 (%)	異物
	被害粒 (%)	異物
	(%)計	異物
	麦角粒 (%)	異物
	麦角粒を除いたもの (%)	異物
	異物	最高限度
	色	最高限度

(ロ) 普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)

一等	六四五	九五	九〇	一等標準品	一三・〇	五・〇	二・〇	〇・二	〇・二	〇・二	品種固有の色
二等	六三〇	九五	八〇	二等標準品	一三・〇	一〇・〇	三・〇	〇・二	〇・〇	〇・二	—
等外上	六〇〇	九五	七〇	等外上標準品	一三・〇	—	六・〇	〇・二	〇・〇	〇・二	—

(ハ) 種子大麦

種類	等級	項目		限度			異物		色	
		最	低	最	高	限	度			
普通小粒大麦	合格	五六〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・二	品種固有の色
普通大粒大麦	合格	五九〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・二	品種固有の色
ビール大麦	合格	五九〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	〇・二	品種固有の色

附

- 一 普通小粒大麦の規格は、二条大麦以外の大麥（種子大麥を除く。）で飼料用に供されなければならないものについて適用する。
 - 二 普通大粒大麦の規格は、二条大麦（種子大麥を除く。）で飼料用又は醸造用に供されなければならないものについて適用する。
 - 三 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦以外の大麥（種子大麥を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
 - 四 普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦（種子大麥を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
 - 五 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）について適用するものについては、銘柄の規定は、適用しない。
 - 六 この規格で「飼料用に供される」とは、単体飼料又は配合飼料の原料に供されることをいう。
 - 七 ビール大麦の規格は、「二条大麦（種子大麥を除く。）で醸造用に供されるものについて適用する。」
 - 八 ビール大麦の発芽勢は、後熟後における数値とする。
 - 九 被害粒のうち赤かび粒は、普通小粒大麦及び普通大粒大麦のうち一等及び二等のもの並びにビール大麦にあっては〇・〇％、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）のうち合格のものにあっては一〇・〇％を超えて混入してはならない。
 - 一〇 大麦には、異物として土砂（これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
 - 一一 ビール大麦及び種子大麥には、異臭があつてはならない。
 - 一二 種子大麥には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
 - 一三 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。
- 定義
百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
容積重—小麦の定義の容積重に同じ。
整粒—二ミリメートル（普通大粒大麦及びビール大麦の等外上にあつては二・二ミリメートル、ビール大麦の一等及び二等にあつては二・五ミリメートル）の縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。

四 形質—小麦の定義の形質に同じ。
 五 分水—もみの定義の水分に同じ。
 六 被害粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、碎粒、熱損粒、空洞粒、硬質粒並びにビール大麦及び種子大麦に於いての芽くされ粒、剥皮粒等）をいう。ただし、被害が軽微で、普通小粒大麦及び普通大粒大麦に於いては精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）に於いては飼料の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦に於いては麦芽の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦以外の大麦の粒をいう。

七 赤かび粒—小麦の定義の赤かび粒に同じ。
 八 熱損粒—熱等によつて損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
 九 異品種粒—ビール大麦についての異品種粒とは、ビール大麦以外の大麥の粒をいう。
 一〇 異種穀粒—大麦を除いた他の穀粒をいう。
 一一 異物—もみの定義の異物に同じ。
 一二 麥角粒—小麦の定義の麥角粒に同じ。
 一三 發芽勢—撰氏二〇度で七十二時間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
 一四 細麥—普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）に於いては二ミリメートル、ビール大麦に於いては二・二ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいを通過する大麦の粒をいう。
 一五 發芽率—撰氏二〇度で七日間以内に発芽した正常發芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
 一六 健全粒等—小麦の定義の健全粒等に同じ。

六 裸麥類
 (一) 普通裸麥 種子裸麥
 (二) 銘柄 普通裸麥 産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道県	品	種
北海道	キラリモチ	
茨城県	キラリモチ	
栃木県	ビューファイバー	
埼玉県	イチバンボシ、キラリモチ及びもっちりぼし	
愛知県	ビューファイバー及びワキシーフファイバー	
滋賀県	イチバンボシ、キラリモチ、ダイシモチ及びフクミファイバー	
兵庫県	キラリモチ及び米澤モチ二号	
島根県	イチバンボシ	

項目	最 低 限 度		最 高 限 度	
	最 低	限 度	最 高	限 度
宮崎県	宮崎裸			
大分県	トヨノカゼ及びハルアカネ			
熊本県	イチバンボシ及びダイシモチ			
長崎県	長崎御島及び御島裸			
佐賀県	イチバンボシ、ダイシモチ及びユメサキボシ			
福岡県	イチバンボシ			
愛媛県	ダイシモチ、ハルヒメボシ及びマンネンボシ			
香川県	イチバンボシ、ダイシモチ及びハルアカネ			
徳島県	イチバンボシ及びダイシモチ			
山口県	トヨノカゼ			
広島県	キラリモチ			
岡山県	イチバンボシ、ダイシモチ及びキラリモチ			

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合

六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

紙袋詰めの場合

三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。

(ロ) 樹脂袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。

(ハ) 紙袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。

ハ 品位

(イ) 普通裸麦

新潟県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、スズユタカ及びタチナガハ
富山県	エンレイ、オオツル及びシユウレイ
石川県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ及びフクユタカ
福井県	あやこがね、エンレイ、オオツル、里のほほえみ及びフクユタカ
山梨県	あやこがね及びナカセンナリ
長野県	ギンレイ、すずほまれ、すずみのり、タチナガハ、つぶほまれ及びナカセンナリ
岐阜県	アキシロメ、里のほほえみ、タチナガハ、中鉄砲、つやほまれ及びフクユタカ
静岡県	フクユタカ
愛知県	フクユタカ
三重県	サチユタカA一号、タマホマレ及びフクユタカ
滋賀県	エンレイ、オオツル、ことゆたか、里のほほえみ、すみさやか、タマホマレ及びフクユタカ
京都府	エンレイ、オオツル、京白丹波、サチユタカ及びタマホマレ
兵庫県	あやこがね、オオツル、こがねさやか、サチユタカ、たつひめ、たつまる、タマホマレ及び夢さよう
奈良県	あやみどり及びサチユタカ
鳥取県	エンレイ、サチユタカ、すずこがね、タマホマレ及び星のめぐみ
島根県	青丸くん、サチユタカ、シユウレイ、タマホマレ、ナカセンナリ及びフクユタカ
岡山県	サチユタカ、タマホマレ、トヨシロメ、はれごころ及びフクユタカ
広島県	アキシロメ、あきまる及びサチユタカ
山口県	サチユタカ及びフクユタカ
徳島県	フクユタカ
香川県	フクユタカ

道県	品	種
長野県	すずろまん	
石川県	コスズ	
新潟県	コスズ及びすずろまん	
栃木県	納豆小粒	
茨城県	納豆小粒	
山形県	すずかおり	
宮城県	すずほのか	
岩手県	コスズ及びすずほのか	
北海道	スズヒメ、スズマル及びユキシズカ	
愛媛県	サチユタカ及びフクユタカ	
高知県	サチユタカ及びフクユタカ	
福岡県	キヨミドリ、ちくしB五号及びフクユタカ	
佐賀県	佐大H〇一号及びフクユタカ	
長崎県	フクユタカ	
熊本県	フクユタカ	
大分県	ちくしB五号及びフクユタカ	
宮崎県	キヨミドリ及びフクユタカ	
鹿児島県	フクユタカ	

ロ 小粒大豆及び極小粒大豆
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

品 種

三重県	すずおとめ
熊本県	すずおとめ
大分県	すずおとめ

(三) 規格
イ 量目

- (イ) 普通大豆及び特定加工用大豆
- (ロ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
- (ハ) 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム
- (ニ) 種子大豆
- (ホ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
- (ヘ) 紙袋詰めの場合 三〇キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム
- (ロ) 荷造り及び包装
- (イ) 麻袋又は樹脂袋
- (ハ) 紙袋

第一種紙袋
原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド（紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの）とする。

(±) 八二五	縦 ルメセントチ
(±) 四一九	横 ルメセントチ
(±) 〇・一五〇	ひだ ルメセントチ
二三四〇以上 三四〇以下	重 さ (グラム)
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第一種紙袋の文字を表面に表示したもの	表 示
各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて三層又は四層とし、底部は、のりばりとし、袋口は、裏側の約七六センチメートルの紙ひも製バンドを当て、裏側の袋口一枚又は三枚を約三センチメートル折り返してのりばりとしたもの	仕 立 方

荷造り
袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋
原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

形状

ルメセン縦 トチ	ルメセン横 トチ	ルメセンひ トチだ	(重 ラム さ)	表 示	仕 立 方
-------------	-------------	--------------	----------------	--------	-------------

第四種紙袋
 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

荷造り 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

形状

(±) 八 三七	(±) 〇 ・四 三二	(±) 〇七 ・三五	三二 一一 〇〇 以上	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第三種紙袋」の文字を表したものの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト紙とし、排出側は端を三層又は四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの
ルメセン縦 トチ	ルメセン横 トチ	ルメセンひ トチだ	(重 ラム さ)	表 示	仕 立 方

第三種紙袋
 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

形状

(±) 八 三七	(±) 〇 ・四 三二	(±) 〇七 ・三五	三二 一一 〇〇 以上	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第二種紙袋」の文字を表したものの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト紙とし、底部は、新クラフト紙を当て、その上に当て紙をしてミシン縫い（縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。）としたもの
ルメセン縦 トチ	ルメセン横 トチ	ルメセンひ トチだ	(重 ラム さ)	表 示	仕 立 方

等級	項目	
	最低	最高
発芽率 (%)	限度	
形質	限度	
水分 (%)	限度	
被害粒及び未熟粒 (%)	限度	
異物 (%)	限度	

(ハ) 規格外—合格の品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子大豆

等級	項目	
	最低	最高
合格	七〇	
粒 (%) 度	標準品	
形質	標準品	
水分 (%) 分	一五・〇	
被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 (%) 計 (%)	三五	
	著しい被害粒等 (%)	
異種穀粒 (%)	五	
異物 (%)	二	
	〇	

(ロ) 規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの特定加工用大豆

等級	項目	
	最低	最高
三等	七〇	
二等	七〇	
一等	七〇	
粒 (%) 度	三等標準品	
形質	二等標準品	
水分 (%) 分	一五・〇	
被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 (%) 計 (%)	三〇	
	著しい被害粒等 (%)	
異種穀粒 (%)	四	
異物 (%)	二	
	〇	

(イ) 品位 普通大豆 荷造り 袋口にとも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

(±) 七二〇	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第四種紙袋の文字を表すもの
(±) 〇・四三二	
(±) 〇七・三五	各層とも新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部は縫い目、縫目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
二五〇〇以上	

合格	八〇	合格標準品	一五・〇	一〇	〇
----	----	-------	------	----	---

附

- 一 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の三等のもの及び特定加工用大豆の合格のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
 - 二 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径六・一ミリメートル（北海道で生産されたものにあつては直径六・七ミリメートル）の丸目ふるいをもつて分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径五・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が一〇%未満でなければならぬ。
 - 三 普通大豆の色の区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のもの粒が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 - 四 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚、しよゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。
 - 五 種子大豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 - 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。
- 定義
 一 百分率もみの定義の百分率に同じ。
 二 粒 度 次の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区分	大豆	ふるいの目の大きさ
大粒大豆	直径七・九ミリメートル（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、福井県、滋賀県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあつては直径八・五ミリメートル、タマフクラ（北海道で生産されたもの）にあつては直径九・一ミリメートル	
中粒大豆	直径七・三ミリメートル	
小粒大豆	直径五・五ミリメートル	
極小粒大豆	直径四・九ミリメートル	

- 三 形 質 充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。
- 四 水 分 もみの定義の水分に同じ。
- 五 被害 粒 損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒、はく皮粒等）をいう。ただし、普通大豆にあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを、特定加工用大豆にあつては製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 六 未熟 粒 もみの定義の未熟粒に同じ。
- 七 著しい被害 粒 その品種以外の大豆の粒をいう。
- 八 異品種 粒 大豆を除いた他の穀粒をいう。
- 九 異種 穀 物 穀粒を除いた他のもの及び死豆（充実していない粉状質の粒）をいう。
- 一〇 異 物 穀粒を除いた他のもの及び死豆（充実していない粉状質の粒）をいう。

一一 發芽率 | 撰氏二五度で八日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
 一二 整粒等 | 整粒(被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。)、未熟粒及び被害粒(原形の二分の一以下の破砕粒、子葉が一枚の破砕粒及び種皮が完全に離脱したはく皮粒を除く。)をいう。

八 小豆類
 (一) 一般小豆
 (イ) 大納言小豆 普通小豆 其他の小豆
 (ロ) 種子小豆 普通小豆 其他の小豆
 (二) 銘柄 大納言小豆 普通小豆 其他の小豆
 (三) 一般小豆(其他の小豆を除く。)
 産地 銘柄 北海道

(イ) 一般小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
 (ロ) 種子小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム又は一〇キログラム

(イ) 一般小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
 (ロ) 種子小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム又は一〇キログラム

(イ) 一般小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
 (ロ) 種子小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム又は一〇キログラム

(イ) 一般小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
 (ロ) 種子小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム又は一〇キログラム

(イ) 一般小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
 (ロ) 種子小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム又は一〇キログラム

(イ) 一般小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
 (ロ) 種子小豆
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム又は一〇キログラム

七七・五	縦 〔セ ト ル チ メ〕	横 〔セ ト ル チ メ〕	ひ だ だ 〔セ ト ル チ メ〕	重 さ (グ ラ ム)	表 示	仕 立 方
四二						
七・五						
二三〇以上						
					製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部は、クレラフト紙を当

形状 材料 P 三四〇一(クラフト紙五種二号)に規定されたクラフト紙とする。
 原紙は、JIS P 三四〇一(クラフト紙一種)、JIS P 三四〇一(クラフト紙四種)、JIS P 三四〇一(クラフト紙五種一号)又はJIS

(±)	二	(±)	〇・三	(±)	〇・三	二七〇以下	第四種紙袋の文字を表 面に表示したもの	て、その上に当て紙をしてミシン縫い（縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。）としたもの
-----	---	-----	-----	-----	-----	-------	------------------------	--

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第五種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

(±)	七七・二五	(±)	〇・四二	(±)	〇七・三五	二〇〇以上 二四〇以下	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第五種紙袋の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト紙を用いて三層とし、排出口側は端を三層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの
	縦 〔セトルチメ〕		横 〔セトルチメ〕		ひだ 〔セトルチメ〕	重 （グラム）	表 示	仕 立 方

荷造り 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

項目	等級			最低限度		最高限度			
	一等	二等	三等	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 計 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
一等	九〇	八五	六五	一等標準品	二等標準品	一五・〇	一〇	〇	〇
二等	八五	八五	六五	二等標準品	二等標準品	一五・〇	一五	〇	〇
三等	六五	六五	六五	三等標準品	三等標準品	一五・〇	三五	一	〇

(p) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない小豆であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子小豆

等級	項目	
	最低限度	最高限度
合格	九〇	九〇
	九〇	九〇
	合格標準品	形質
	一五・〇	水分 (%)
	一〇	被害粒及び未熟粒 (%)
	〇	異物 (%)

附

一 一般小豆の規格は、機械より及びみぎきを行っている一般小豆に適用する。
 二 北海道において生産された一般小豆に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとする。
 三 一般小豆の大納言小豆、普通小豆又はその他の小豆にあつては、その種類以外の種類の小豆が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 四 種子小豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 五 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
 - 二 整形粒—もみの定義の整形粒に同じ。
 - 三 質—大豆の定義の形質に同じ。
 - 四 水分—もみの定義の水分に同じ。
 - 五 被害粒—損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒等）をいう。ただし、一般小豆にあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 - 六 未熟粒—もみの定義の未熟粒に同じ。
 - 七 異品種粒—その品種以外の小豆の粒をいう。
 - 八 異種穀粒—大豆を除いた他の穀粒をいう。
 - 九 異物—大豆の定義の異物に同じ。
 - 一〇 発芽率—摂氏二〇度で七日間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
- 九 種類
- (一) 種類
 - イ 普通いんげん
 - ロ 中長うずら
 - ハ 種子いんげん
 - ニ 中長うずら
 - ヘ 銘柄
 - ホ 普通いんげん（その他の金時及びその他のいんげんを除く。）
 - (二) 産地銘柄
 - イ 普通いんげん
 - ロ 中長うずら
 - ハ 種子いんげん
 - ニ 中長うずら
 - ヘ 銘柄
 - ホ 普通いんげん（その他の金時及びその他のいんげんを除く。）
 - (三) 規格
 - イ 普通いんげん
 - ロ 中長うずら
 - ハ 種子いんげん
 - ニ 中長うずら
 - ヘ 銘柄
 - ホ 普通いんげん（その他の金時及びその他のいんげんを除く。）
 - (イ) 量目
 - 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム

二等	二等標準品	五(±)二	一三	一〇	四	一・〇
----	-------	-------	----	----	---	-----

(ロ) 規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしょ粗砕切干

等級	項目	
	最低限度	最高限度
一等	品質 粒度 (%)	水分 (%)
二等	品質 粒度 (%)	水分 (%)
一等	一等標準品	八五
二等	二等標準品	八五
一等	一等標準品	一三
二等	二等標準品	一三
一等	一等標準品	一〇
二等	二等標準品	一〇
一等	一等標準品	五
二等	二等標準品	五
一等	一等標準品	一
二等	二等標準品	一
一等	一等標準品	〇・一
二等	二等標準品	〇・一
一等	一等標準品	一・〇
二等	二等標準品	一・〇

規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附

かんしょ粗砕切干の規格は、かんしょ平切干を粗砕したものに限り適用する。
包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用して
いなければならない。

定義

- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 質—充実度、質の硬軟、形状の整否（かんしょ平切干の場合に限る。）
- 三 さ—はさみ尺にて測定したものをいう。
- 四 度—一辺の長さが一・五ミリメートル以上二〇ミリメートル未満のもの全量に対する重量比をいう。
- 五 分—もみの定義の水分に同じ。
- 六 ず—皮部の残存の多いものをいう。
- 七 変質—変色したもの、虫害のあるもの、異臭のあるもの等をいう。
- 八 物—かんしょ生切干を除いた他のものをいう。
- 九 異物—
- 十 種類—
- 十一 普通そば—
- 十二 銘柄—
- 十三 産地品種銘柄—

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

山形県	青森県	県	品	種
でわかおり、最上早生及び山形BW五号	階上早生			

福島県	会津のかおり
茨城県	常陸秋そば
長野県	長野S八号及び長野S一一号
宮崎県	宮崎早生かおり

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四五キログラム又は二二・五キログラム

紙袋詰めの場合 二二・五キログラム

ロ 荷造り及び包装

麻袋、樹脂袋又は紙袋

ハ 品位

(イ) 普通そば (ロ) に掲げるものを除く。

項目	等級	
	一等	二等
最低限度	六四〇	五八〇
水分	一六・〇	一六・〇
被害粒	五	一五
異種穀粒	一	二
異物	〇	一

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの普通そば(四倍体)

項目	等級	
	一等	二等
最低限度	六〇〇	五五〇
水分	一六・〇	一六・〇
被害粒	五	一五
異種穀粒	一	二
異物	〇	一

項目	等級		項目	最 高 限 度	最 低 限 度										
	一 等	二 等				水 分 (%) 砂 分 (%) 灰 分 (%) たん 白 分 (%) 酸 性 度 色 沢	き よ う 雑 物 臭 気								
規格外—一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの	一八	一八	水 分 (%) 砂 分 (%) 灰 分 (%) たん 白 分 (%) 酸 性 度 色 沢	〇・〇五	〇・〇三	〇・四	〇・三	〇・二〇	〇・一五	四・五	五・〇	二等標準品	一等標準品	き よ う 雑 物 臭 気	き よ う 雑 物 臭 気
かんしょさらしでん粉	一八	一八	水 分 (%) 砂 分 (%) 灰 分 (%) たん 白 分 (%) 酸 性 度 色 沢	〇・〇三	〇・〇一	〇・三	〇・二	〇・一五	〇・一〇	五・〇	五・五	二等標準品	一等標準品	き よ う 雑 物 臭 気	き よ う 雑 物 臭 気

(ハ) 規格外—一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしょさらしでん粉

項目	等級		項目	最 高 限 度	最 低 限 度										
	一 等	二 等				水 分 (%) 砂 分 (%) 灰 分 (%) たん 白 分 (%) 酸 性 度 色 沢	き よ う 雑 物 臭 気								
規格外—一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの	一八	一八	水 分 (%) 砂 分 (%) 灰 分 (%) たん 白 分 (%) 酸 性 度 色 沢	〇・〇三	〇・〇一	〇・三	〇・二	〇・一五	〇・一〇	五・〇	五・五	二等標準品	一等標準品	き よ う 雑 物 臭 気	き よ う 雑 物 臭 気
かんしょでん粉は、アルカリ性であつてはならない。	一八	一八	水 分 (%) 砂 分 (%) 灰 分 (%) たん 白 分 (%) 酸 性 度 色 沢	〇・〇三	〇・〇一	〇・三	〇・二	〇・一五	〇・一〇	五・〇	五・五	二等標準品	一等標準品	き よ う 雑 物 臭 気	き よ う 雑 物 臭 気

規格外—一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附 定義 かんしょでん粉は、アルカリ性であつてはならない。

- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 水分—もみの定義の水分に同じ。
- 三 砂分—比重選別法により砂分測定瓶を用いて測定したものをいう。
- 四 灰分—燃焼灰化法により電気炉を用いて測定したものをいう。
- 五 たん白—窒素定量法により換算値六・二五を用いたものをいう。
- 六 酸性度—ガラス電極水素イオン濃度計により測定したものをいう。
- 七 きょう雑物—繊維、コルク質、わらくず等をいう。
- 乙 ばれいしよでん粉
- (一) ばれいしよ生でん粉 ばれいしよ未粉でん粉 ばれいしよ精製でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉精粉
- (イ) ばれいしよ生でん粉
- (ロ) ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉
- イ 量目
- (イ) ばれいしよ生でん粉
- (ロ) ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉
- 麻袋又は布袋詰めの場合 四五キログラム

等級	項目		
	水 (%)分	砂 (%)分	灰 (%)分
二等	一八	〇・〇一	〇・三
一等	一八	〇・〇〇	〇・二
等級	たん白 (%)	酸性度	色
二等	〇・一五	五・〇	二等標準品
一等	〇・一〇	五・五	一等標準品
等級	きよう雑物	臭	臭
二等	ほとんどのないもの	異臭がほとんどのないもの	異臭がほとんどのないもの
一等	ないもの	異臭がないもの	異臭がないもの

(二) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉

等級	項目		
	水 (%)分	砂 (%)分	灰 (%)分
二等	二〇	〇・七〇	一・〇
一等	二〇	〇・四〇	〇・六
等級	たん白 (%)	色	きよう雑物
二等	〇・七〇	二等標準品	ほとんどのないもの
一等	〇・五〇	一等標準品	ないもの
等級	臭	臭	臭
二等	異臭がほとんどのないもの	異臭がほとんどのないもの	異臭がほとんどのないもの
一等	異臭がないもの	異臭がないもの	異臭がないもの

(ホ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉精粉

等級	項目		
	水 (%)分	砂 (%)分	灰 (%)分
二等	二〇	一・〇〇	一・六
一等	二〇	〇・七〇	一・〇
等級	たん白 (%)	色	きよう雑物
二等	〇・七〇	二等標準品	少ないもの
一等	〇・七〇	一等標準品	ないもの
等級	臭	臭	臭
二等	異臭が少ないもの	異臭が少ないもの	異臭が少ないもの
一等	異臭がないもの	異臭がないもの	異臭がないもの

規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附

一 ばれいしよ生でん粉、ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉にあつては、アルカリ性であつてはならない。
二 ばれいしよ精製でん粉及びばれいしよ二番粉でん粉精粉の粒度にあつては、ふるい目の開き〇・一〇五ミリメートルのふるいを通過するものでなければならぬ。

定義

一 百分率―玄米の定義の百分率に同じ。
二 分―もみの定義の水分に同じ。
三 分―かんしよでん粉の定義の砂分に同じ。
四 分―かんしよでん粉の定義の灰分に同じ。
五 分―かんしよでん粉の定義のたん白に同じ。

六 酸性度―かんしよでん粉の定義の酸性度に同じ。
七 粒 度―標準手ぶるい法によるものをいう。
八 きよう雑物―かんしよでん粉の定義のきよう雑物に同じ。
補則 農林水産大臣は、一から十二までに掲げるもののほか、流通の円滑を図るため特に必要があると認めるときは、取引慣行を勘案して、農産物の種類、生産年度、生産される地域等に限ってその量目又は荷造り及び包装についての規格を定めることがある。この場合には、この規格は、関係する地方農政局、北海道農政事務所又は沖繩総合事務局及び関係する地方農政局長、北海道農政事務所長又は沖繩総合事務局長が適当と認める場所において公示する。

附則

令和五年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、裸麦及び大豆の銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。